

令和2年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年6月19日(金) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(7名)

1番 姫路 敏君	2番 山田 勉君
3番 大滝 国吉君	4番 菅井 晋一君
5番 尾形 修平君	6番 川村 敏晴君
7番 川崎 健二君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(6名)

上村 正朗君	高田 晃君	小杉 武仁君
本間 善和君	稲葉 久美子君	渡辺 昌君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡君
農林水産課長	大滝 敏文君
同課農業振興室事	中川 博之君(課長補佐)
農業委員会事務局長	小川 良和君
地域経済振興課長	山田 和浩君
同課経済振興室長	山田 昌実君(課長補佐)
観光課長	大滝 寿君
建設課長	伊与部 善久君
同課整備室長	須貝 民雄君(課長補佐)
都市計画課長	大西 敏君
上下水道課長	山田 知行君
同課参事	今井 雅仁君
同課経営企画室副参事	長谷部 淳君
同課業務室長	東 敏之君(課長補佐)
同課工事管理室長	小田 康隆君(課長補佐)
山北支所産業建設課長	小田 和弘君
- 10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	中 山 航

(午前9時59分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 おはようございます。それでは、議件書のその2の最終ページになるけれども、議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。まず、1Pを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正だ。収益的収入及び収益的支出の補正予算額を388万円とし、予算の合計額をそれぞれ3億1,949万円とするものだ。補正の収入については2P、3Pを御覧ください。第1款水道事業収益、3項特別収益、3目その他特別利益388万円を増額するものだ。また、補正の支出については4P、5Pを御覧ください。第1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、修繕費388万円を増額するものだ。内容といたしては、落雷による山北地区の寒川配水地の水位計及びケーブルが損傷したため、市有物災害共済金及び修繕費の収入及び支出を補正するものだ。以上、よろしく願っています。

（質疑）

姫路 敏 どうもご苦労さまだ。これは、共済の保険が入ってきたということなのか。それとも、その前にもう直していたのか。要は、入ってくるから直すというやつ。

上下水道課長 こちらについては、修繕費のほうについてはもう既に業者のほうに依頼して修繕済みになっている。こちらのほうの建物総合損害共済については、災害共済金については建物の所有、管理者または使用者に対して支払われるものであって、物件等の復旧の請負業者に対して直接支払うことはできない保険となっている。

姫路 敏 ということは、もう既に工事は実施しているわけだ。ということは、その前にちゃんと上がって、こういうことなので、修理いたす。それで、なお共済保険を掛けているので、共済保険がいわゆる市のほうに入ってきたらそれなりの補正を取るべきなのではないの、段取りでいったら。違うの。こうなってくると、どういうことを私言いたいかというと、共済の保険が入った。だから、こういう保険なので、こういう仕事をさせてくれというのが補正だろう。どうなのだ、それ。言っている意味分かるか。

上下水道課長 分かる。

姫路 敏 こころ辺の手續の関係がちょっと、私前も損害賠償関係の保険、自動車でもそうだけれども、おかしいなと思うところ多々あって、そういう質問するが、手續上の問題だと今壊れたのすぐ直さなければいけないわけだ、取りあえずは。そうすれば、写真撮ったりなんなりと当たり前だ。業者に言ってみんなきちんとして、修理をまず施さなければいけない、緊急に。それはやる。それは、専決でもいいと思うのだ、これは。やらねばないことをやらねばないわけだから、壊れているわけだから。そして、その後歳入に対しての補正で共済から入ったという報告するべきなのではないのということだ。どうか、その手續上。

上下水道課長 委員ご指摘のとおり、こちらのほうの共済については、当然業者のほうに修繕のほうの依頼はしているけれども、実際については、こちらの共済のほうにそちらのほうの完了のほうを出して、そしてお金をもらうというシステムになっているので、

実際仕事としては修繕を始めているけれども、支払いのほうはまだしていないという形になっている。

姫路 敏 となると、それもまた問題なのだ。仕事をさせておいて支払いをしていないというのも、また問題になってくる。迅速な手続上の問題で、議会が了承して行政が資金の執行するためには、必ず議会の了承ももらった上でやらなければならない、1円動かすためにも。したがって、何を言いたいかという、緊急の場合は議会のほうに報告しながら専決でやらせていただくでいいと思うのだ、それは、内容はちゃんと上げればいいわけだから。そして、その後ちゃんとお支払いもして、仕事終わったらちゃんと、保険入ってくるのいつになるだかなんて、これ通らねばもらえないのかというのでは困ると思うのだ、業者さんも。だから、そういうのを迅速にして、そのかわりその部分に対しての歳入についての補正を取るとというのが本来あるべき姿なのではないか。これだと、議会はではどうなのという話になってくるし、通らなければ払えない。仕事はさせるのか、見積もりもできているし。終わった、仕事はということになってしまうので、こういうのはやっぱり手順として見ればそういう手続をしたほうが議会にも尊重できるし、また共済会のほうの手続上もそれでいいと思うし、また業者に対しても迅速な支払いもできるし、そういうところをしっかりとったほうがいいと思うので、今回はこれで終わっているからよろしいのだろうけれども、今後ちょっと検討の材料としてもらいたいのは、副市長どうだ。言っている意味分かるよね。

副市長 おっしゃっている意味はよく分かる。緊急性を要しているというふうなことでもあるし、共済の対象物件でもあるので、そのような形になっているけれども、今後執行する上でどうあればいいのかということを変更して検討していきたいというふうに思う。よろしく願います。

姫路 敏 検討していただいて、今までこうやってきたからいいねけという言葉が先に出そうな感じもしなくもない。でも、定期的なところを考えると、一つ一つがやっぱりきちんとしていたほうがいいと思うので、この際ちょっと検討してもらってということで、課長さんのほうにもよろしく願います。

上下水道課長 今回は、この共済の対象となる修繕だったので、こういう形で上げさせていただいたけれども、修繕費については速やかにお支払いもする予定でいるし、今後その辺のところも研究させていただきたいと思うので、よろしく願います。

川崎委員長 よろしいか。

菅井 晋一 すみません、今の関連なのだけれども、時系列を教えてください。いつ落雷があって、業者にいつ発注して、工事がいつ完成して、それからあと・・・一問一答か。

上下水道課長 落雷が発生したのは、3月19日の落雷ということになる。それで、その間落雷が原因かどうかというのがちょっと分からなくて、調査を業者のほうでかけていただいて、その管理業者にかけていただいた間に、4月15日にその落雷が原因であったということが分かって、見積もり等の報告書が4月15日に提出された形になって、それで発注をいたして、6月4日に修繕のほうで完了したという形になっている。

菅井 晋一 修繕は、完了するまでの間は施設には特段支障はなかったのか。

上下水道課長 施設管理をしている業者のほうで、タイマーの設定時間で仮設の運転管理をしていた。

菅井 晋一 もう一つ、共済金が手続が終えて金額が確定したのはいつだかということと、あと

そのお金はいつ入るのかということを教えてくれ。

上下水道課長 金額については、今修繕が完了したばかりなので、これから請求書を頂いて、共済とこれからやりとりをして額確定するという形になる。

菅井 晋一 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前10時13分）